



# ごみ集積所の利用ルールを守りましょう

廃棄物対策課 ☎382-7609 📠382-2214 ✉haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

マスコットキャラクター「クリン」  
鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

ごみ集積所を清潔に維持するためには、利用する一人一人の協力が必要です。ごみを出す際は、ごみの出し方のルールを守りましょう。

## 守ろう！ごみ出しのルール

ごみ集積所を清潔に保つために、次のとおりごみ出しルールを定めています。



ルールを守らないと、ごみ当番の方やごみ集積所の周辺住民など多くの方の迷惑になりますので、ご注意ください。



POINT

「家庭ごみの分け方・出し方」に従って、正しく分別する。



POINT

鈴鹿市認定ごみ袋を使用する。

もやせるごみ (緑色半透明)   プラスチックごみ (ピンク色半透明)   もやせないごみ (無色半透明)



POINT

ごみ袋の中の空気を抜き、口をしっかりと結ぶ。



POINT

二重袋にせず、そのまま袋に入れて出す。



※生ごみや衛生用品を除きます。

POINT

お住まいの地区の「ごみ収集カレンダー」に従い、収集日当日の8時までにごみを出す。



※資源ごみは7時から8時までです。

POINT

- 鈴鹿市認定ごみ袋に入らない
- 袋の口が結べない
- 単品で5kg以上

上記いずれかに当てはまる場合は、粗大ごみとして「粗大ごみ戸別有料収集」を利用する。



※ごみ集積所に出せません。

※「家庭ごみの分け方・出し方」「ごみ収集カレンダー」は、地区市民センターや廃棄物対策課で入手できます。また、市ホームページでも確認できます。

※鈴鹿市公式LINEを「友だち追加」すると、ごみの日情報の受信やごみの分別検索ができます。友だち追加を希望される方は、裏表紙のQRコードからお願いします。

## ごみは決められた集積所に出しましょう

ごみ集積所ごとに出せるごみの種類が異なります。特に資源ごみは、限られたごみ集積所しか回収していません。ごみを出す場所が分からないときは、下記へお問い合わせください。



- 一戸建て住宅にお住まいの方  
→ 所属されている自治会へ
- 共同住宅にお住まいの方  
→ 管理会社や管理人へ



## 事業活動で発生したごみは集積所に出せません

ごみ集積所は、各家庭で発生したごみを出す場所です。事業活動で発生した全てのごみは、ごみ集積所に出すことができません。

※店舗兼住宅から出される事業系ごみや内職に伴うごみなども、ごみ集積所には出せません。

